

## 地域医療構想推進委員会の取組について

### 1 今年度の取り組み方針

- 年2回開催する。
- 平成28年度病床機能報告の結果や新公立病院改革プラン等の内容から、医療機能の転換状況や各地域における中心的な医療機関の現状及び将来の方向性の共有と確認を行うことで、今後の相互の協議の推進を促す。
- なお、現在、国の「医療計画の見直し等に関する検討会」及び「地域医療構想に関するワーキンググループ」において、協議の進め方等の検討が継続して行われているため、今後新たな考え方等が示された場合は、対応を検討する。

### 2 第1回地域医療構想推進委員会の開催状況

- 平成28年度病床機能報告結果による構想区域内の医療提供体制の状況の情報共有を行った。
- 医療機能の転換状況（平成27年度と平成28年度の比較）及び回復期病床整備事業（医療介護総合確保基金）について説明を行った。
- 県独自調査（非稼働病床の理由や回復期機能を担う考え方の有無等）の実施について説明を行った。

### （参考1）各構想区域における開催状況

構想区域	開催日
名古屋・尾張中部	平成 29 年 9 月 7 日（木）
海部	平成 29 年 8 月 25 日（金）
尾張東部	平成 29 年 9 月 22 日（金）
尾張西部	平成 29 年 8 月 29 日（火）
尾張北部	平成 29 年 9 月 7 日（木）
知多半島	平成 29 年 8 月 29 日（火）
西三河北部	平成 29 年 8 月 30 日（水）
西三河南部東	平成 29 年 8 月 23 日（水）
西三河南部西	平成 29 年 9 月 6 日（水）
東三河北部	平成 29 年 8 月 24 日（木）
東三河南部	平成 29 年 8 月 23 日（水）

### （参考2）各構想区域での主な意見

構想区域	主な意見
名古屋・尾張中部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構想区域の自主的な取り組みとして協議を進めるに当たり、病床機能報告等の県が持っているデータを Excel 等で提供して欲しい。</li> <li>○ いつまでに何を決めるのかというスケジュールが分からない。</li> </ul>
尾張西部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応について、2年間で集中的に議論するということであるが、病院単位の医療機能を定めることは難しい。</li> </ul>
知多半島	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当構想区域では、病床数も医療従事者数も県の平均を下回っているが、看護師の量の確保は施設の自助努力だけで終わっている。地域全体で相互に連携しあえるシステムに基金をもらえないか。</li> </ul>
西三河南部東	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要病床数の算定に藤田保健衛生大学の新病院 400 床が入っていない。現在、他の医療圏へ流出している患者が、新病院が開設されることで、戻ってくると考えられる。</li> <li>○ この圏域は急性期が過剰で、回復期の不足が大きいが、現状としては急性期と報告している病床には、回復期も含まれている。</li> </ul>
東三河南部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当構想区域では、急性期から慢性期に転換しようとしても両方とも必要病床数を超過している状況である。地域の医療の実情を勘案して、数字にとらわれることなく、医療機能を判断すべきではないか。</li> </ul>

### 3 今後の対応

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進するとされたことから、国の検討状況を踏まえ、本県における取り組み内容について今後検討を進める。

＜参考＞「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）（抜粋）

② 地域医療構想の実現、医療計画・介護保険事業計画の整合的な策定等

地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。これに向けて、介護施設や在宅医療等の提供体制の整備と整合的な慢性期機能の再編のための地域における議論の進め方を速やかに検討する。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に發揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。また、地域医療介護総合確保基金について、具体的な事業計画を策定した都道府県に対し、重点的に配分する。